

庄内町学童保育所の今後のあり方に関する基本方針（案）に対する意見募集の結果について

令和 8 年 3 月 12 日

庄内町

- 1 意見募集期間 令和 8 年 2 月 10 日（火）から 3 月 10 日（火）まで
- 2 意見提出人数 1 人
- 3 意見提出件数 6 件
- 4 提出意見と意見に対する考え方

番号	意見	意見に対する考え方
1	<p>(P1) 小学校児童数、(P2) 学童保育利用児童数の今後の予測を基に、令和 14 年 4 月開校の統合小学校と併せて、新しい学童保育のあり方を策定するプランであることを理解しました。核家族化や共働き世帯が増え、学童保育利用児童数は、全体の児童数の約 4 割を超えている。(令和 8 年度 43.56%、令和 14 年度 44.14%、令和 18 年度 41.45%) この数字は、通年、利用される児童数だと思うが、家庭の事情や夏休み等の一時的利用者数は含まれていますか。</p>	<p>基本方針(案)にある利用児童数は、通年及び夏休み等の長期休業の利用者の人数で、急な事情で利用する一時的利用者は含まない人数です。</p>
2	<p>保育園等は 4 月 1 日入園であるが、学童保育も 4 月 1 日から利用と考えていいですか。児童も保護者も、慣れるまでに、心身ともに負担が大きい。ぜひ、指導員の数を増やして頂き、学校医？看護師資格有する支援員とも、連携をとりながら、児童の環境に配慮をお願いしたい。保護者の都合で、学童保育所を利用するのだから、どうしても、慣れない子どもたちが出てしまう。いざという時の居場所づくり、保健室？のような所があると安心ではないか。</p>	<p>学童保育は、保護者が日中不在のため児童を預かる施設であることから、これまでも対象となる児童は 4 月 1 日から利用可能としております。</p> <p>また、新規利用者には、孤立することがないように学童保育支援員が見守るとともに、子どもの具合が悪くなった場合には、静養室で休んでもらうなどの対応をとり子どもの心身負担の軽減を図っています。</p>
3	<p>(P3) 町内 5 施設の現状と、(P4) 令和 7 年 12 月実施した保護者等アンケート調査結果概要から、「これまでどおり町内 5 か所がよい」が全体の 30.6% (70 人) で最も割合が高いが、建物の老朽化等考えれば、(P7) 基本方針である、新たな学童保育所を統合小学校内に一体で整備し、ふれあいホームわごう(存続を希望する 19 名)及び立川さんさんクラブ(定員 165 人)は継続して運営することに賛成である。ただし、基本方針を進めるにあたって、下記 4 の利用者が減少、こども相互の関係が築けなくなる場合は……集</p>	<p>ふれあいホームわごうや立川さんさんクラブを集約する場合は、こども、保護者、地域、学校及び運営組織と話し合いの場を持つなど丁寧に進めていきます。</p>

	約、今後、保護者や地域住民に丁寧な対応をお願いしたい。	
4	基本方針 3 で利用する学童保育所は選択可能とする。また、土曜日保育は 2 か所で実施と同様一時的利用の場合もそのように理解していいですか。	そのように考えています。
5	新たに整備する統合小学校は、学校施設の一時的な利用（タイムシェア）も可能となるよう柔軟な整備を図るとありますが、例えば、どういう施設ですか。（体育館、図書室、グラウンド、遊具？）	放課後の時間帯に使用されない特別教室等を活用することを想定しています。他の事例をみれば、家庭科室、図工室、音楽室などを活用しているようです。
6	（P6）統合する場合のメリットや課題等がありますが、子どもたちの安全を第一に考え、保護者、運営団体、学校、地域、教育課、子育て応援課が連携して、今後、進めて頂きたいと思います。	全てのこどもが放課後に安全・安心に過ごせるよう関係者が連携して進めていきます。